令和4年度 長期経営継続支援事業「店舗改修等補助事業」実施要綱

1. 事業主体: 小平商工会 〒187-0032 東京都小平市小川町 2-1268 TEL 042-344-2311 FAX 042-343-0505

2. 事業実施内容

- ①事業名:長期経営継続支援事業 店舗改修等補助事業
- ②補助率:市内の店舗・事務所・工場等の改装・改修費用(税抜き金額)の4分の3。
- ③限度額:1件あたりの補助金額は、最大15万円。1円未満を切り捨てる。
- ④補助対象先:応募時の提出書類を審査して決定する。
- ⑤補助対象工事:内装工事、外装工事、看板等工事、電気工事、給排水工事、コロナ感 染拡大防止のための対策工事、その他工事(空調・換気設備の設置工 事等)。
- 3. 申請要件:以下のすべての要件を満たすこと。
 - ①市内で事業を営む個人、または市内に登記簿上の本店・営業所等がある法人。
 - ②小平商工会の会員、または採択決定後に小平商工会に加入できる事業者。 (会費等の未納が無いこと)
 - ③市税の滞納が無く、関係法令等に違反していないこと。
 - ④令和2年度または令和3年度に「店舗改修等補助金」の交付を受けていないこと。
 - ⑤床面積の合計が 1,000 ㎡以内の店舗・事業所・工場等。
 - ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者でないこと。
 - ⑦反社会的勢力との関係がないこと。
 - ⑧申請者と工事業者が一緒でないこと。
- 4. 補助対象経費:以下のすべての要件を満たす工事費用。
 - ①市内の建設事業者(家電量販店やシルバー人材センター等を除く)を利用して実施する改装・改修にかかる費用。
 - ②令和4年4月1日以降に開始して令和5年1月末までに完了する工事費用。(遡及適用)
 - ③税抜き金額 10 万円以上の工事費用。
- 5. 補助対象外工事:以下の工事は対象外とする。
 - ①外構工事、害虫駆除・消毒、浄化槽の設置、車庫・物置等工事、造園工事。
 - ②自宅兼店舗・事務所等の工事の場合、事業にかかる部分以外の工事。
 - ③税抜き金額が10万円未満の工事。
- 6. **応募方法**: 交付申請書に必要事項を記入のうえ、提出書類一式を小平商工会窓口に持参 または郵送により提出。書類の返却はしない。

応募期間:令和4年8月30日(火)~令和4年9月30日(金)

土日・祝日を除く、午前9時00分~午後5時30分

応募締切:持参の場合、令和4年9月30日(金)午後5時30分

郵送の場合、令和4年9月30日(金)必着

7. **決定方法**: 応募締切後、応募時の提出書類を、外部専門家(税理士・中小企業診断士) 2名による審査のうえ、採択可否の結果を通知する。

- 8. 応募時の提出書類:以下の書類。
 - ①交付申請書:商工会所定の様式
 - ②施工前の店舗・事務所・工場等の入口周辺がわかる写真、および工事箇所の施工前の 様子がわかる写真
 - ③市民税が記載されている納税証明書 ただし、1ヶ月以内に納付していて納付が確認できない場合は、領収書の写し
 - ④ (個人の場合) 営業の実態がわかる書類として、直近1期分の確定申告書の写し (法人の場合) 3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書
 - *市内店舗等が本店所在地と違う場合は、関係のわかる書類として、 営業許可証の写し、等
 - ⑤改装・改修工事をする店舗・事務所・工場等が賃借の場合は、賃貸借契約書の写し

9. 工事報告

- ①工事が完了して施工業者への代金支払い後1ヶ月、または令和5年2月10日までのうちの早い時期までに商工会に提出。
- ②ただし、令和 4 年 4 月 1 日以降に開始してすでに工事完了の場合は、令和 4 年 10 月 31 日までに、必要書類を添付のうえ、商工会に提出。
- 10. 申込み・問合せ先: 小平商工会
- 11. 財産の処分の制限: この補助事業を活用して店舗の改修等により取得し、または効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間においては、商工会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- **12. 交付決定の取り消し**: 商工会長は、この補助事業の交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ①偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ②補助金交付決定内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - ③事業の施工方法が不適当であるとき。
 - ④補助金を他の用途に使用したとき。

13. 書類の様式:

「交付申請書」 (様式1) 事業者申請用

「交付決定通知書」 (様式 2-1) 商工会用(採択された事業者あて文書) 「審査結果通知」 (様式 2-2) 商工会用(不採択の事業者あて文書)

「実績報告書兼請求書」 (様式3) 事業者報告用

14. その他:この要綱に定めるもののほか必要な事項は、商工会長が別に定める。

15. 施行期日等:

- ①この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- ②この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の執行の際この補助金の交付の決定を受けている者については、11から12までの規定は、なおその効力を有する。